

(参考条文)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (抜粋) (昭和二十五年法律第七十五号)

(定義等)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律で「日本農林規格」とは、第七条の規定により制定された規格であつて、次に掲げる農林物資の品質についての基準を内容とするものをいう。

一 品位、成分、性能その他の品質についての基準 (次号及び第三号に掲げるものを除く。)

二 生産の方法についての基準

三 流通の方法についての基準

4, 5 (略)

(指定農林物資に係る名称の表示)

第十九条の十五 何人も、第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められている農林物資であつて、当該日本農林規格において定める名称が当該日本農林規格において定める生産の方法とは異なる方法により生産された他の農林物資についても用いられており、これを放置しては一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの (以下「指定農林物資」という。) については、当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に当該日本農林規格による格付の表示が付されていない場合には、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 (略)

(名称の表示の除去命令等)

第十九条の十六 農林水産大臣は、前条の規定に違反した者に対し、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこれと紛らわしい表示を除去若しくはは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止することができる。

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令 (抜粋) (昭和二十六年八月三十一日政令第二百九十一号)

(名称の表示の適正化を図ることが必要な農林物資)

第十条 法第十九条の十五第一項の政令で指定する農林物資は、次のいずれかに該当する飲食料品とする。

一 当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前 (多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の三年前) から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壤改良資材 (使用することがやむを得ないものとして農林水産大臣が定めるものを除く。以下この号において「化学農薬等」という。) を使用しないほ場 (当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。) において収穫された農産物 (農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。)

二 専ら前号に掲げる農産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品 (農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。)

**○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第十条第一号の農産物に係る農林水産大臣が定める基準
(平成十二年七月十四日農林水産省告示第千六号)**

- 一 栽培の方法に関する基準
 - 1 遺伝子組換え技術を用いて得られた種子、苗等及び種菌を繁殖の用に供さないこと。
 - 2 農薬、肥料及び土壌改良資材は、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図るため又は有害動植物を防除するため特に必要があると認められる場合を除き、使用しないこと。
- 二 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理に関する基準
 - 1 薬剤、食品添加物その他の物質は、有害動植物を防除するため又は農産物の品質を保持するため使用することがやむを得ないと認められるものを除き、使用しないこと。
 - 2 放射線の照射を行わないこと。

**○有機農産物の日本農林規格 (抜粋)
(平成17年10月27日農林水産省告示第1605号)**

(有機農産物の名称の表示)

第5条 有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。

- (1) 「有機農産物」
- (2) 「有機栽培農産物」
- (3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇(有機農産物)」
- (4) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇(有機栽培農産物)」
- (5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇(有機栽培)」
- (6) 「有機〇〇」又は「〇〇(有機)」
- (7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇(オーガニック)」

(注) 「〇〇」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。

2～3 (略)